

解 約 通 知 書

貸主 殿

[解約申込物件]

物件名	号室
所在地	

[解約日]

年	月	日
---	---	---

[退去予定日]

年	月	(AM ・ PM)	時	【 確定 ・ 予定 】
---	---	-------------	---	-------------

[その他契約状況]

駐輪場利用	駐車場利用	電力供給会社	ガス供給会社
有 ・ 無 番号 ()	有 ・ 無 番号 ()	東京電力以外を利用中の場合	東京ガス以外を利用中の場合

※駐輪場、駐車場をご利用中の場合には、建物管理会社へ連絡し、解約手続きをお願いいたします。

[敷金等返還口座]

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
		普通 ・ 当座	
(フリガナ)			
口座名義			

[連絡先]

連絡先	携帯 TEL	
	メー ル	@
転居先	住 所	〒

[解約理由]

転職 ・ 転勤 ・ 結婚 ・ 自宅購入 ・ その他 ()

[ご注意とお願い]

- ①解約日 ・ 賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、解約受付日（消印等日等）から所定の予告期間が必要です。
・ 万一、その予告期間に満たない間に退去される場合、居住の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。
- ②退去（明渡） ・ 退去は、住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。
なお、カギの返還以降は、解約日以前でも住宅の使用はできません。
・ 万一、解約日を過ぎて明渡しをした場合には、明渡し日分までの賃料等がかかります。
・ 残置品があった場合には、賃貸人により搬出・処分されても一切の意義申立は行わない事とします。
尚、搬出・処分に掛かった費用については借借人負担といたします。
- ③賃料等 ・ 解約日以前に住宅を退去されても、賃料等は解約日までいただきます。
・ 解約日が当該する月の賃料等は一旦、一カ月分をお支払いいただき明渡し後に敷金と併せ日割にて精算いたします。
- ④水道光熱費 ・ 電気、ガス、水道および電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算して下さい。
- ⑤郵便 ・ 退去日までに転送手続きをお願いいたします。
- ⑥敷金の返金 ・ 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除いたします。
- ⑦保証金 ・ 預り金が保証金の場合には償却され、返金されません。
- ⑧遅延金 ・ お約束した退去立会時間までに居室内にいらっしゃらなかった場合、または当日キャンセルや当日の日程変更等があった場合や、居室内の荷物が部屋の中の残っており、明渡が不可能だった場合などは、原状回復費用の他に、遅延金(8,000円/税別)をいただく場合がございます。

賃貸借契約を解約したく本書をもって通知致します。
尚、注意事項を厳守し解約受付後の明渡し遅延による損害は、理由の如何を問わず賠償致します。

年 月 日

ご署名

Ⓢ